ハ～ト　（略）
（削る）
（削る）
チ　（略）
（削る）
二　法第十七条の二十四第四項第六号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防小規模多機能型居宅介護である場合には、次に掲げる事項
イ　（略）
ロ　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等
ハ～チ　（略）
（削る）
リ　指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。ヌにおいて「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五十九条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
ヌ　（略）
（削る）
ル　（略）
（削る）
ヲ　（略）
（法第十七条の二十四第四項第七号に掲げる事項に関する記載）
第十九条　認定市町村は、法第十七条の二十四第十五項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第七号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の四十五の五第二項の規定により同法第百十五条の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。
一　（略）
二　当該実施主体の登記事項証明書又は条例等
三・四　（略）
五　法第十七条の二十四第四項第七号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
六～八　（略）
（削る）
（削る）
九　（略）
（削る）

ハ～ト　（略）
チ　当該事業に係る資産の状況
リ　当該事業に係る地域密着型介護予防サービス費の請求に関する事項
ヌ　（略）
ル　役員の氏名、生年月日及び住所
二　法第十七条の二十四第四項第六号ハの地域密着型介護予防サービスの種類が介護予防小規模多機能型居宅介護である場合には、次に掲げる事項
イ　（略）
ロ　当該実施主体の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
ハ～チ　（略）
リ　当該事業に係る資産の状況
ヌ　指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。ルにおいて「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五十九条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容（同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）
ル　（略）
ヲ　当該事業に係る地域密着型介護予防サービス費の請求に関する事項
ワ　（略）
カ　役員の氏名、生年月日及び住所
ヨ　（略）
（法第十七条の二十四第四項第七号に掲げる事項に関する記載）
第十九条　認定市町村は、法第十七条の二十四第十五項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画に同条第四項第七号に掲げる事項を記載しようとする場合には、当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の四十五の五第二項の規定により同法第百十五条の四十五の三第一項の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができるものとする。
一　（略）
二　当該実施主体の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
三・四　（略）
五　法第十七条の二十四第四項第七号ロの事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
六～八　（略）
九　当該事業に係る資産の状況
十　当該事業に係る第一号事業支給費の請求に関する事項
十一　（略）
十二　役員の氏名、生年月日及び住所

附　則

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。